

○財務省告示第百十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（四十年）（第十一
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

二十 十九 十八 十七 十六

払 者 入 払 元 償 償 後
込 者 札 場 利 還 還 の
期 参 所 金 還 還 利
日 加 支 額 限 子

平 財 日 額 平 利 て を
成 務 本 面 成 子 、 支
三 大 銀 金 成 子 、 支
十 臣 行 額 七 十 所 払
一 か 百 年 三 年 日 以
年 通 円 に 月 三 前
三 知 につ 二 六
月 受 百 十 月 各
二 け 円 日 間 支
十 け 百 十 間 払
七 け 円 日 間 期
日 者 円 日 間 属
に お
お
い